

年金特別徴収制度の変更について

1 仮特別徴収税額の算出方法の見直し（仮特別徴収税額の平準化）

平成25年度税制改正で、年間の徴収税額の平準化を図るため、仮特別徴収税額を「前年度分の公的年金等に係る年税額の2分の1に相当する額とする」こととされました。（地方税法第321条の7の8第1項）

なお、適用時期につきましては、平成29年4月1日以降に実施する特別徴収からの実施となります。

※本改正については、仮特別徴収税額の見直しを行うものであり、新たな税の負担が発生するものではありません。

公的年金からの特別徴収税額の計算方法（年金特徴継続者）

	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
現行	前年度分の本徴収額÷3 前年2月と同額			(年税額－仮徴収税額)÷3		
改正	(前年度分の年税額÷2)÷3			(年税額－仮徴収税額)÷3		

※仮徴収・本徴収税額に100円未満の端数がある場合は4月または10月に合算します。

なお、65歳到達者など、新たに年金特別徴収の対象となる方の計算方法は以下の通りとなります。

	普通徴収		年金特徴		
	6月	8月	10月	12月	翌年2月
年税額	年税額の2分の1を 普通徴収(納付書または口座振替)で 納付 (各月年税額の4分の1ずつ)		年税額の2分の1を 年金より特別徴収 (各月年税額の6分の1ずつ)		

※年税額の2分の1の金額に100円未満の端数がある場合は普通徴収へ合算します。

<特別徴収税額の算定例>

年 度	年税額	現 行		改 正 後	
		1 回あたりの 仮徴収額 (4、6、8月分)	1 回あたりの 本徴収額 (10、12、2月分)	1 回あたりの 仮徴収額 (4、6、8月分)	1 回あたりの 本徴収額 (10、12、2月分)
平成27年度	60,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
平成28年度	36,000円	10,000円	2,000円	10,000円	2,000円
平成29年度	57,000円	2,000円	17,000円	6,000円	13,000円
平成30年度	60,000円	17,000円	3,000円	9,500円	10,500円

現行では、一度生じた税額の変動は解消されることなく続きます。

改正後では、変動は徐々に解消されます。

2 他市町村へ転出した場合、税額が変更となった場合の特別徴収の継続

現行制度では、賦課期日（1月1日）後に王寺町外へ転出された場合や、税額が変更になった場合、公的年金からの特別徴収が停止となり、残りの税額を普通徴収（納付書でお納めいただく方法）で納めていただいていたが、改正後は、特別徴収が停止せず、引き続き年金から特別徴収が継続されます。

なお、適用時期につきましては、平成28年10月1日以降に実施する特別徴収からの実施となります。（ただし、一定の要件があります）

① 転出した場合

王寺町を転出された日の属する年度中の特別徴収を継続します。

② 税額が変更になった場合

特別徴収税額に変更があった場合において、12月分と2月分の本徴収に限り変更後の特別徴収税額にて特別徴収を継続できるようになりました。